

開議 午前10時00分

**○福居委員長** それでは、ただいまから、決算審査特別委員会民生建設公営企業分科会を開会いたします。

本日の出席委員は全員でありますので、これより会議を開きます。

では、前回に引き続き、認定第1号、認定第4号、認定第6号ないし認定第8号及び認定第12号ないし認定第14号の「平成23年度旭川市一般会計決算の認定」の分担部分のうち、建設公営企業常任委員会所管分、「公共駐車場事業特別会計決算の認定」の分担部分、「駅周辺開発事業特別会計決算の認定」「簡易水道事業特別会計決算の認定」「農業集落排水事業特別会計決算の認定」「水道事業会計決算の認定」「下水道事業会計決算の認定」「病院事業会計決算の認定」の以上8件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑願います。

あなだ委員。

**○あなだ委員** おはようございます。

最後、時間をいただきまして、私からは、水道局の下水道事業について、橋梁長寿命化修繕計画について、地籍調査事業について、この3項目について質疑を進めさせていただきたいと思えます。

まず、水道局の下水道事業について、下水道は快適な生活や公衆衛生の上で欠くことができない重要なライフラインであります。しかし、水道施設と同じく施設の老朽化が進む現状であると思えます。

下水道事業の使命は、居住環境の改善、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全、都市内の浸水防除であると考えております。

旭川市においては、持続可能な下水道事業を進めていることとは思いますが、その取り組みについて幾つかお尋ねをいたします。

まず、決算議会でありますことから、平成23年度下水道事業会計の決算事業についてお示しいただきたいと思えます。

**○武田上下水道部次長** 平成23年度下水道事業会計の決算についての御質問でございますが、まず、収益的収支に関しましては、総収益であります下水道事業収益は71億7千598万1千円、税抜きで申しますと68億9千79万7千円、一方、

総費用であります下水道事業費用につきましては、66億5千28万5千円、これも税抜きで申しますと63億9千704万3千円となったことに伴い、損益では、4億9千375万4千円の純利益が生じ、当年度末の利益剰余金も同額の4億9千375万4千円となっております。

次に、資本的収支でございますが、資本的収入は30億7千642万2千円、一方、支出につきましては65億4千611万4千円で、差し引き34億6千969万2千円の収支不足を生じておりますが、この不足額につきましては、損益勘定留保資金などで補填している状況でございます。

こうした予算執行の結果、平成23年度末の資金残高は2億6千665万3千円となったところでございます。

以上です。

**○あなだ委員** 決算の状況をお聞きしますと、純利益が生じ、来年度資金も剰余とのことであります。

それでは、次に、平成23年度決算の事業内容についてお尋ねしたいと思います。平成23年度の主要な建設改良事業についてお聞かせいただきたいと思っております。

**○和田上下水道部次長** 平成23年度の主な建設改良事業についての御質問でございます。

初めに、平成23年度において実施した管路工事の事業内容について御説明申し上げます。

市街地におきまして、下水道が未整備でございました駅周辺の北彩都地区、台場東地区、それと近文地区などにおいて、污水管を新たに4.6キロメートル整備いたしました。さらに、市内中心部においては、老朽管対策といたしまして、管更生工事を470メートル施工いたしております。

また、道路事業などと連携を図りながら、雨水浸水対策を目的といたしました雨水幹線を、北彩都地区並びに北星地区などにおいて新たに1.2キロメートル整備しております。

次に、平成23年度の処理場におけます主な建設工事といたしましては、忠和の下水処理センターにおいて、平成22年度からの2カ年の工事でございますが、水処理施設1系列分1万8千立方メートルの増設工事を引き続き実施してきたところ

でございます。

以上でございます。

**○あなだ委員** 決算と事業内容について伺いました。水道事業にかかわる質疑では、給水量や料金収入が減少傾向にあるとのことでしたが、下水道についてはどうなっているのか、お示しいただきたいと思います。

また、平成22年度と平成23年度の年間の一般使用者分の汚水量と使用料収入がどれくらいあったのか、どれくらいの差があったのか、お示しいただきたいと思います。

**○菅原上下水道部料金課長** 一般使用者分の汚水量と使用料収入についてのお尋ねでございます。

まず、有収汚水量につきましては、平成23年度は3千190万5千339立方メートルで、平成22年度の3千198万5千161立方メートルと比べまして、7万9千822立方メートルの減となっております。

また、下水道使用料につきましては、平成23年度は59億8千691万8千786円で、平成22年度の決算額59億9千542万601円と比べますと、850万1千815円の減となっております。

以上でございます。

**○あなだ委員** 一般使用者分汚水量が7万9千822立米の減、下水道使用料の一般使用者分では、今年度決算は前年度に比べ850万1千815円の減となっているとのことですが、それはどのような原因と考えておられるのか、また、下水道使用料の過去5年間の推移についてもお示しいただきたいと思います。

**○菅原上下水道部料金課長** 一般使用者分の汚水量と下水道使用料の減少理由についてのお尋ねでございます。

これは、人口の減少等に伴う汚水排出量の減によるものと考えております。汚水排出量につきましては、前年度決算に比べて、ただいま答弁申し上げましたが、7万9千822立方メートル減少いたしましたことから、下水道使用料につきましても減となったところでございます。

次に、過去5年間の下水道使用料決算の推移でございますが、平成19年度は60億5千457万4千702円、平成20年度は59億4千216万3千224円、

平成21年度は59億4千60万3千904円、平成22年度は59億9千542万601円、平成23年度につきましては、59億8千691万8千786円となっているところでございます。この中で、平成22年度につきましては、猛暑による影響がございまして、前年度に比べて増額となっておりますが、この年度以外は毎年度59億円程度で推移してきており、当面はこうした傾向が続いていくものと考えております。

以上でございます。

**○あなだ委員** ありがとうございます。

収益が伸びない中で下水道管路も老朽化が進んでおり、その対策をとるのは大変だとは思っております。この後は老朽化の状況とその対策についてお尋ねしたいと思います。

まず、下水道において、平成23年度末での耐用年数を超える管路の総延長、耐用年数を超えた管路の延長と割合についてお聞かせいただきたいと思います。また、10年後についてもどのような状況になっているのか、お示しをいただきたいと思います。

**○和田上下水道部次長** 下水道管路の老朽化の状況についての御質問でございます。

公共下水道により布設いたしました污水管、雨水管並びに合流管の総延長は、平成23年度末で1千897.5キロメートルで、そのうち国土交通省の基準でございます標準的耐用年数50年を超える管の延長といたしましては、13.2キロメートルとなっており、これは、全体の総延長に対します比率といたしましては0.7%となっております。

また、10年後はどうかという御質問でございましたけども、10年後には耐用年数50年を超える管の延長も113.6キロメートルまで増加いたしまして、これを新設や更新を考慮しないで単純に総延長に対する率としますと、およそ6%になると推定しているところでございます。

以上でございます。

**○あなだ委員** 耐用年数が50年を超えている管の割合は0.7%、10年後には6.0%になるとのことです。私が思っていたより古い、つまり老朽管が少な

いように思われるわけではありますが、老朽化して耐用年数を超えた管路について、早急に改築更新が必要であると思うところでもあります。この点についてどのように思われているのか、お示しいただきたいと思えます。

**○和田上下水道部次長** 耐用年数を超えます管路の更新に対する考え方についての御質問でございます。

耐用年数を超えた管または数年来に超えるような管の損傷や腐食の度合い、管路の重要性、耐震性の有無などを考えますと、対症療法的な対策だけでは被害が大きくなる場合も考えられます。やはり未然に管路の老朽化が原因となるような閉塞事故などの発生を防止することが必要だと考えているところでございます。

現在では、市内の市街化区域も100%近くまで污水管は整備されておりますが、鉄筋コンクリート管を使用している污水管は、長年にわたり使用を続けると、汚泥がたまるようなところでは、微量ではございますけども、硫化水素が発生いたしまして、コンクリートの腐食が進み、管の鉄筋が露出して強度が低下してくることも考えられますことから、早期に整備された管は老朽化が進んでいる度合いが高いと考えているところでございます。

そのようなことから、整備時期の古い地区から順番に老朽度の調査を行い、計画的に改築更新を行うことが必要であると考えているところでございます。

そのため、既存の下水道施設を効果的に更新すべく、下水道管路の長寿命化計画を立て、更新の優先順位、全線布設替えをするのか、部分的な補修で対応するかなどを決めながら、下水道管の更新を実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○あなだ委員** 今後、老朽管については、計画的に改築更新を行っていくということで、まず、長寿命化計画の進捗状況についてお示しいただきたいと思えます。

**○和田上下水道部次長** 長寿命化計画の進捗状況についての御質問でございます。

本市の公共下水道事業におけます管路の整備は、昭和33年に着手し、昭和62年ごろまで、本管は全て鉄筋コンクリート管並びに陶管などで実施してまいりました。現在では、昭和62年に布設した管路も既に25年を超え、これから25年先には標準耐用年数に到達いたします。

長寿命化事業は、この昭和33年から昭和62年までに布設されました、およそ600キロメートルの管路を対象として、今後30年間をかけて、1回目の更新となります長寿命化対策を行うものでございます。

対策といたしましては、この600キロメートルに及ぶ区域を15の地区に分け、古い地区から実施してまいります。その最初の区域として、市内でも布設年度が古く耐用年数を超える管が多い市内中心部を選定し、長寿命化対策を開始したところでございます。

これまで、この市内中心部の中央地区に対しましては、平成19年度から計画的に、テレビカメラなどによります下水道管の老朽度調査を行っておりまして、平成22年度までに宮下通から4条通の1～17丁目の区域の調査を完了しております。

この調査の結果を踏まえ、平成23年度においては、中央地区の長寿命化計画を策定し、平成24年度から本格的に改築更新工事に着手したところでございます。

長寿命化対策工事の内容といたしましては、下水道管の老朽度や管の状況に応じて、既設管路を利用しながら更新する更生工法や、新たに管を入れかえる布設替工法、比較的老朽度が低いときには部分的な補修で対応する工事などでございます。長寿命化対策工事は、これらを計画的に実施していくものでございます。

以上でございます。

**○あなた委員** 既に耐用年数を超えている中央地区の長寿命化計画及び今年度から改築工事に着手しているということですが、今後、耐用年数を超えるほかの地域の計画はどのように進める御予定なのか、お聞かせいただきたいと思っております。

**○和田上下水道部次長** 中央地区以外の他の区域に対します長寿命計画についての御質問でございます。

今後の計画区域といたしましては、市内中心部の北側並びに西地区や緑が丘地区、流通団地、新旭川地区、末広東地区など布設年度が古い区域において、順次、テレビカメラ調査を行い、地区ごとに長寿命化計画を立てながら、老朽化対策を進めていく考えでございます。

なお、中央地区並びにこれらの区域が整備された年代でございますけれども、現在、長寿命化対策に着手しております市内中央地区の4条通から旭川駅までの南側の区

域は、下水道整備を最初に着手した区域でございます。昭和30年代前半から昭和40年代前半にかけて整備されております。また、4条通から北側の牛朱別川までの区域は、昭和30年代後半から昭和40年代にかけて整備してきたところでございます。さらに、市内中心部の1丁目から西側の西地区、亀吉地区、曙地区は、汚水と雨水を一緒に排水処理します合流式の管で整備された区域でございますけれども、これも昭和40年代を中心に整備した区域でございます。そのほか、団地開発、区画整理などでも比較的下水道整備が早かった緑が丘地区、流通団地地区、新旭川地区、末広東地区なども、主に昭和40年代に整備された区域となっております。

以上でございます。

**○あなだ委員** わかりました。他の地域についても計画的に進めていくということで、昨年の東日本大震災で経験しているように、ライフラインの一つである下水道の重要性は、もはや言うまでもないところであると思います。

本市における下水道管路の耐震性はどのような状況になっているのか、また、その対策についてもお示しをいただきたいと思っております。

**○和田上下水道部次長** 下水道管路の耐震の状況と対策についての御質問でございます。

平成22年度の下水道管路の耐震診断の結果では、下水道管路の総延長1千892キロメートルに対しまして、266キロメートルが耐震性が低い管路であると診断されております。これは、総延長に対しましておよそ14%に当たります。この266キロメートルのうち、特に布設年度が古い地区では、陶管やカラー継手の鉄筋コンクリート管など、耐震性が低い管が多い状況となっております。

今後は、これまでのうち、特に大きな地震が発生した場合、下水道管路の損壊などにより使用ができなくなったときに、広い範囲での影響が大きくなるような重要な汚水幹線については、その管の長寿命化対策を行う際には、優先的に対策を実施する路線に位置づけてまいりたいと考えています。

なお、現場の条件などにより工事が困難な場合には、代替ルートの確保なども検討しながら耐震対策を講じてまいります。

また、そのほか、耐震性の低い管についても、老朽管の長寿命化対策が実施される際に、改築更新時には耐震性を確保してまいりたいと考えているところでござい

ます。

以上でございます。

**○あなだ委員** 下水道にとって管路の耐震化と老朽化対策は重要な課題だと思っております。また、下水道事業の健全な経営のためには、維持管理費用の削減への努力も必要ではないのかと思うところではありますが、そのような観点からも、老朽管の更新はより計画的に進めなければならない。事業継続が求められる下水道事業として長寿命化にも着手したばかりということではありますが、今後の下水道施設の更新についてどのようなお考えをお持ちなのか、お示しをいただきたいと思っております。

**○和田上下水道部次長** 下水道施設の更新についてどのように考えているかとの御質問でございます。

今後とも下水道施設の老朽化が進むため、改築更新が必要でございますけれども、やはり災害に強い施設の確保も必要であると思っております。下水道管路の更新や処理場施設の更新時には、当然、耐震化も同時に行いながら、老朽化対策を実施してまいります。

しかしながら、長期的な事業となりますことから、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に再構築していくことが必要と考えています。

そのため、ストックマネジメントやアセットマネジメントを活用しながら、最適かつ必要な時期を見定め、より効果的な更新を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○あなだ委員** これまで、下水道事業の財政状況や整備計画などについて伺ってまいりました。下水道事業は市民生活に欠かすことのできないライフラインでありますし、今後も安定して事業を続けて行わなければならないものと考えます。

そこで、下水道については最後になりますが、水道事業については、今までの質疑の中で当面は料金改定しないとの答弁があったかと思っておりますが、下水道事業についてはどのような見解をお持ちなのか、最後にお伺いしたいと思っております。

**○青山上下水道部長** 今後の下水道使用料の料金改定の見通しについてのお尋ねで



ございます。

下水道事業につきましては、昭和33年から、快適な生活環境を実現するための社会基盤として、整備を積極的に進めてまいりましたが、整備には巨額の資金と時間を要するために、段階的に料金改定を実施してきました。直近では、平成13年度に料金改定をして現在に至っているわけでございます。

下水道事業の財政状況でございますけども、平成12年度までの損益は赤字を計上しておりました。料金改定などによりまして、平成13年度からは黒字に転じまして、以降、損益は黒字を計上しております。

しかしながら、事業経営に必要な資金は、過去の施設整備に伴う企業債償還などにより不足している状況にありまして、一般会計からの繰り入れや資本費平準化債などで資金を補っているところでございます。

このような状況の中で、水道事業と同様に平成24年度から平成27年度までの財政計画の策定に当たりまして、平成35年度までの長期財政推計を行いまして、今後の財政状況を検証したところでございます。その結果、一定の条件のもとではありますが、現行料金を維持した上で、損益及び資金は徐々に好転するとともに、長期財政推計の期間内には、資金不足に対する一般会計からの繰入金も解消できる見通しとなつてございます。

したがいまして、今後、水道事業と同様に適正な資産管理を行い、施設の更新を計画的に進めることによりまして、少なくとも平成35年度までは、市民に新たな負担を求めることなく事業経営ができるものと認識しているところでございます。

以上でございます。

**○あなだ委員** 平成35年度までは、市民に新たな負担を求めないということで、今後も引き続き、適切な事業経営のほうをお願いしたいと思います。

次に、橋梁長寿命化修繕計画について質疑をしてみたいと思います。

まず、橋梁長寿命化修繕計画策定に向けて、平成23年度に実施した事業の決算額についてお示しいただきたいと思います。

**○新野土木部次長** 橋梁長寿命化修繕計画策定に向けました、平成23年度の事業についてでございます。

平成23年度に実施いたしました橋梁長寿命化修繕計画に関する事業といたしま

しては、市が管理する603橋のうち、71橋につきまして橋梁点検調査業務を実施しております、その決算額は918万7千500円となっております。

以上でございます。

○**あなだ委員** 次に、平成23年度に実施した橋梁点検調査業務について、具体的な業務内容についてお示しいただきたいと思います。

○**新野土木部次長** 平成23年度に実施いたしました橋梁点検調査業務の内容についてでございます。

具体的な業務内容といたしましては、北海道が策定しております点検マニュアルに準じまして、遠望からの目視点検を行い、また、建設当時の既存資料なども活用しながら、部位ごとの損傷状況をまとめた点検調査表の作成ですとか、損傷箇所を示した損傷位置図の作成、さらには、橋梁の側面図、断面図、橋梁諸元を記入した橋梁一般図の作成、それと写真台帳の作成などを行い、各橋梁の損傷度を判定するための点検内容を実施したところでございます。

以上でございます。

○**あなだ委員** ただいま、橋梁長寿命化修繕計画策定に向けた平成23年度の取り組みに関して確認をさせていただきました。それ以外にも計画策定に向けた取り組みを行ってきたことと思いますが、これまでの取り組みと今後の予定についてお伺いしたいと思います。

○**新野土木部次長** 橋梁長寿命化修繕計画策定に向けました、これまでの取り組みと今後の予定についてでございます。

これまでの取り組みといたしましては、北海道から橋梁維持管理マニュアルが示されたことを受けまして、平成16年度に旭川市が管理する603橋について橋梁点検を実施してございます。また、その後、平成19年度に国から橋梁長寿命化修繕計画制度の要綱が示されまして、平成21年度から平成24年度にかけて橋梁の補足点検を実施してございます。また、平成24年度につきましては、これまでの点検結果をデータベース化し、平成25年度に旭川市が管理する603橋につきまして橋梁長寿命化修繕計画を策定することとしてございます。

以上でございます。

○**あなだ委員** 橋梁長寿命化修繕計画の策定に向け、各橋梁の損傷状態を把握する

ために橋梁点検調査業務を実施してきたと思われませんが、この計画を策定する目的についてお伺いしたいと思います。

○新野土木部次長 橋梁長寿命化修繕計画を策定する目的についてでございます。

橋梁長寿命化修繕計画は、戦後の高度経済成長期に建設されました多くの橋梁が今後一斉に老朽化していくことに対処するため、長寿命化修繕計画を策定することによりまして、これまで従来の事後的な修繕あるいはかけかえから、今後については予防保全的な修繕ですとかかけかえへと円滑な転換を図り、橋梁の修繕やかけかえに要する費用の縮減と、それから、予算の平準化を図りつつ、道路網の安全性ですとか安心性を確保することを目的としてございます。

また、橋梁長寿命化修繕計画を策定することで、これまでは、その維持管理、修繕ですとかを単費で実施してございましたが、その修繕、あるいはかけかえに要する費用について、国の補助制度であります社会資本整備総合交付金の活用が可能となつてございます。

以上でございます。

○あなだ委員 橋梁が今後一斉に老朽化するとのことではありますが、橋梁の寿命は一般的に50～60年程度と思われるところであります。旭川市において、現時点で建設後50年を経過する橋梁は何橋あるのか、全体に占める割合がどれぐらいであるのか、また、20年後にはどのような状態になっていくのか、お示しをいただきたいと思ひます。

○新野土木部次長 橋梁の経過年数についてでございます。

建設されてから50年以上経過する橋梁につきましては、現時点で旭川市603橋のうち19橋でございます。その全体に占める割合につきましては、約3%に当たります。

また、20年後に50年以上経過する橋梁につきましては、233橋が50年以上となりまして、603橋に占める割合といたしましては、約40%もの橋梁が占めてくるというような状況になります。

以上でございます。

○あなだ委員 ありがとうございます。

橋梁長寿命化修繕計画策定により、国の補助制度を受けることが可能になってく

ると思いますが、この補助制度を活用できるかが今後事業を進めていく上で重要であると考えます。橋梁の長寿命化修繕に関する国の補助制度の内容についてお示しをいただきたいと思います。

**○新野土木部次長** 橋梁長寿命化修繕に関する国の補助制度についてでございます。

国の補助制度の内容といたしましては、計画策定に向けた橋梁の点検、あるいは計画の策定に要する費用につきまして社会資本整備総合交付金が活用できるようになっておりまして、この社会資本整備総合交付金につきましては、大きく分けると基幹事業ですとか関連事業、あるいは効果促進事業に分かれておりますが、計画策定に要する費用については、そのうちの効果促進事業が活用することができ、補助率は55%となっております。また、計画策定後に実施する、今度は計画だとか点検ではなく、修繕ですとかかけかえの工事、それから、計画策定後の点検に要する費用につきましては、社会資本整備総合交付金の中の基幹事業を活用することができ、補助率は60%となっております。

以上でございます。

**○あなだ委員** 次に、旭川市の計画策定は平成25年度であります。既に計画を終えている市町村もあると聞いております。道内市町村の橋梁長寿命化修繕計画の策定状況についてお伺いしたいと思います。

**○新野土木部次長** 道内市町村におけます橋梁長寿命化修繕計画の策定状況についてでございます。

道内市町村の計画策定に向けた取り組みにつきましては、北海道が主宰しております上川地区橋梁長寿命化連絡会の場で情報提供されておりました。この情報によりますと、平成23年度までに橋梁点検に着手している市町村が、道内179市町村のうち164市町村となっております。また、平成23年度までに計画策定を終えている市町村につきましては43市町村となっており、それ以外の市町村につきましても、平成25年度までの計画策定を検討していると伺っているところでございます。

以上でございます。

**○あなだ委員** 旭川市が管理する603橋について、平成25年度に計画を策定す

る予定であるということではありますが、具体的にどのような内容について定めているかとされているのか、お示しをいただきたいと思ひます。

**○新野土木部次長** 橋梁長寿命化修繕計画で定める内容についてでございます。

この内容につきましては、平成19年度に国土交通省から示されておひまして、長寿命化修繕計画の目的を初めといたしまして、長寿命化修繕計画の対象となる橋梁を定めること、また、健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針を示すこと、それからまた、対象橋梁の長寿命化及び修繕、かけかえにかかる費用の縮減に関する基本的な方針を示すことや、対象橋梁ごとのおおむねの次回点検時期ですとか、修繕内容とその修繕を行う時期、さらには、かけかえの必要がある橋梁については、そのかけかえを行う時期について計画することや、長寿命化修繕計画による効果がどのぐらいになるかということを試算することなどといった事項を計画に定めることとなっております。

以上でございます。

**○あなだ委員** 今後は、計画に定められた内容に従って、橋梁の延命化を目的とした修繕を実施することとなります。これまでの橋梁に関する維持管理はどのように行われてきたのか、お示しをいただきたいと思ひます。

**○新野土木部次長** これまでの橋梁に関する維持管理についてでございます。

これまでの維持管理につきましては、基本的には、道路全般を維持管理する道路総合維持管理業務の中で、日常の維持管理といたしまして、例えば舗装の部分的な補修、穴埋めですとか、それから、高欄の部分的なさびが入ってきたりとか、そういうときの塗装ですとか、いずれにしても単独費によって、その限られた予算の中での対応にとどまってきたところでございます。

また、過去には、このような日常の維持管理業務のほかに、工事の発注によって小規模な改修で対応したケースもござひますが、この場合におきましても、例えば車両事故などによって破損した際の高欄などの緊急補修ですとか、それから、橋の長さが短い橋梁で、例えば木材を使っているような橋梁で、老朽化が著しく進行した床版の補修などを行ってきた経緯がござひます。

いずれにいたしましても、これまでは対症療法的な対応に限られてきたということでございます。

以上でございます。

○**あなだ委員** ただいまの御答弁で、これまで対症療法的な対応がとられてきたということで、今後、橋梁長寿命化修繕計画に沿って実施される修繕工事とは、またこのように、これまでどおり対症療法的な対応となるのか、どのような内容になっていくのか、お示しをいただきたいと思います。

○**新野土木部次長** これまでの日常の維持管理の中での対応と、それから、今後、橋梁長寿命化修繕計画を策定した後に行う維持管理との違い、その修繕工事がどのような形になるのかという御質問ですが、これまでは、どちらかという対症療法的な対応だったと。今後につきましては、予防保全的な対応をぜひしていきたいということで、橋梁には、例えば主桁が鋼製のものの鋼橋と呼ばれている橋ですとか、それから、コンクリートでできているコンクリート橋がございまして、例えば鋼橋の場合でしたら、主桁などの塗装の塗りかえがございまして、今までどちらかという部分的に塗装の塗りかえはやってきたんですが、これからは延命化させるというような目的で、鋼橋なんかの主桁の塗装の塗りかえをしていきたいと考えてございます。

また、鋼橋ですとかコンクリート橋に共通する修繕としては、橋面舗装の修繕ですとか、それから、橋面とその下に当たるんですが、橋面から水が、下の重要な構造物に影響を与えないようにということで、橋面防水工の実施もしてまいりたいと。また、床版ですとか地覆部の補強、例えばコンクリートに亀裂が入っている状況だとか、そういう状況もございまして、そういうものをしっかりと補強していきたい。さらには、高欄ですとか、伸縮装置の修繕というものもやっていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、橋梁ごとにその劣化の度合いですとか、それから、損傷の箇所が異なっておりますことから、それぞれの橋梁ごとに適切な対策を選定して、長寿命化あるいは延命化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○**あなだ委員** それぞれの橋梁ごとに適切な対策を選定して長寿命化を図るということではあるんですけども、橋梁には交通量の違いや架設後の経年年数の違い、橋梁によって状況はさまざまであると思います。修繕の実施時期については、優先順

位を検討の上、進めていく必要があると思うんですが、市の見解についてお聞かせいただきたいと思います。

**○新野土木部次長** 橋梁の長寿命化修繕を進めていく上での優先順位の考え方についてでございます。

修繕計画に基づきました修繕を行う時期ですとか、あるいは、かけかえを行う時期などの優先順位につきましては、例えば、今、点検を実施しておりまして、それぞれの橋梁ごとの損傷の度合いですとか、あるいは交通量にも大小がございまして、交通量が多い橋梁、あるいは少ない橋梁、それによって今後進展する劣化度の進みぐあいも違ってくるものですから、交通量だとかをしっかりと見きわめていきたい。

それから、幹線道路などには、道路ネットワーク上重要な橋梁がかかっているございます。例えば、防災上重要な路線ですとか、あるいは、跨線橋形式になっているものは、もし、その橋梁に何かあったときに、その下の施設に大きな二次災害を及ぼす危険もございますので、そういう各橋梁ごとの重要度についても十分見きわめていかなければならない。

また、どの時期に修繕をすることが事業の縮減効果に有効なのか、あるいは、どの時期にかけかえをすることが適切なのかといった、そういう損傷の度合いですとか、交通量の大小ですとか、橋梁の重要度ですとか、対応する時期ですとか、そういうようなことを総合的に判断して、優先順位を定めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○あなだ委員** ありがとうございます。

次に、国や北海道は既に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、計画に沿った修繕工事を実施していると思います。旭川市内の国道及び道道の橋梁で実施された予防保全型の修繕工事の事例について、橋梁名や修繕内容、その工事費など、市が情報を得ている範囲で結構ですので、お示しいただきたいと思います。

**○新野土木部次長** 旭川市内の国道あるいは道道の橋梁の長寿命化に係る修繕工事の先進事例でございます。

市内の国道における事例としましては、永山新川にかかる国道39号線の牛朱別大橋という橋梁がございまして、平成20年度に国によって修繕が実施されてござ

います。この橋梁につきましては、橋の長さが154メートル、幅員が23メートルの4車線の橋梁で、その修繕の内容につきましては、床版への水の浸入を防止するための橋面防水工、それから、伸縮装置の取りかえを実施してございます。その修繕にかかった費用といたしましては、約1億700万円の費用で実施したところでございます。

また、道道における事例といたしましては、旭川新道をまたぐ道道旭川幌加内線の春光高架橋がございまして、この橋につきましては、今年度と来年度の2カ年で実施する予定となっておりますが、橋の長さが203メートル、幅員が12.75メートルの4車線の橋梁で、本年度は半断面分の工事を施工することとなっております。今年度の修繕内容としましては、床版への水の浸入を防止する橋面防水工、それから、伸縮継手の補修、それと高欄の取りかえということで、平成24年度分の事業費といたしましては約5千万円で考えていると聞いてございます。また、2カ年で実施するというので、来年度もう1カ年予定されているようなんですが、来年度の修繕内容につきましては、床版あるいは橋台、橋脚の修繕を予定されていると。事業費については、現在のところまだ固まっていないというようなことで確認をさせていただいてございます。

以上でございます。

**○あなだ委員** 事例について御説明いただいたわけでありますが、これまでの御答弁の中でも橋梁長寿命化修繕計画策定によって、これまでの事後的な対応から予防保全型への対応へと転換していくと。そうした中で、橋梁の修繕やかけかえに要する費用の縮減が図られていくということであったんですが、どれぐらいの費用縮減効果があると想定されているのか、見解を伺いたいと思います。

**○新野土木部次長** 橋梁の長寿命化修繕計画策定に伴う、今後の予防保全型対応によつての縮減効果についてでございます。

現時点では、各橋梁の損傷度合いを判定する橋梁点検を実施している段階でございまして、計画の策定を終える平成25年度末時点までは、費用の縮減効果は試算することができない状況でございます。ただし、既に計画策定を終えて、その内容が公表されております、例えば北海道ですとか札幌市の場合を一例で紹介させていただきますと、これまでの事後的な対応と今後の予防保全型の対応との比較では、



橋梁の修繕やかけかえに要する費用の縮減効果が、北海道の場合は60年間で3分の1程度に縮減するのではないかと。また、札幌市の場合では、50年間で4分の1程度に縮減されるのではないかと試算されてございます。

この2つの事例につきましては、橋梁数ですとか、それから橋梁の規模ですとか、あるいは、その橋梁がかけられた時期あるいは劣化度合いなど、さまざまな条件が旭川市とも違いますが、あくまでも参考としては3分の1あるいは4分の1というような状況でございます。このことから、旭川市におきましても、大きなコストの縮減効果が期待できるものと考えているところでございます。

**○あなだ委員** 橋梁の修繕やかけかえに要する費用の縮減効果が、北海道の場合は約3分の1、札幌の場合は約4分の1と、大きなコスト縮減効果が図られるということではありますが、橋梁長寿命化修繕事業が地域経済においてもたらす効果というものがどういったところにあるのかということについてお示しいただきたいと思えます。

**○新野土木部次長** 橋梁長寿命化修繕の対応が地域経済にもたらす効果についてでございます。

昨今の公共事業が右肩下がりという傾向が旭川市を含め、全国的にもそういう傾向が続いている中で、橋梁長寿命化修繕に伴う、先ほど答弁させていただきました予防保全型の対応という新たな取り組みにつきましては、今後、計画的に、そして、一過性で終わるものではなく、長く続けていかなければならない対応だと思っております。また、ある意味では、今までの維持管理というのは、日常の維持管理業務の中で対応してきたことに対して、しっかりと計画的に修繕をしていくという観点では、今までになかった新たな公共事業にも位置づけされるのかなと考えております。そういった意味では、建設業に対する経済効果はもとより、関連業種への波及効果も期待できますことから、経済対策の一つとしても重要な役割を担っていくものだと認識しているところでございます。

以上でございます。

**○あなだ委員** 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防保全型の対応へと転換していくということで、大きなコスト縮減が期待できるわけではありますが、公表されている他の自治体の計画を見ると、それでもこの事業を進めるに当たり多額の費用がか

かってくるのかなと思うところであります。厳しい財政状況にあつて、今後は予防保全型の対応を進めていかなければならないわけでありましたが、そのために予算の確保が必要なわけでありまして、予算確保に向けた市の見解についてお伺いしたいと思つています。

**○小寺土木部長** 橋梁長寿命化修繕計画にかかわつての予算の確保というお尋ねでございます。

橋梁の長寿命化につきましては、実際の工事を行うということになりますと、コスト削減効果はありますけれども、多大な費用がかかるということでございます。市道にかかる603橋、これについては大小ありますけれども、その多くの橋梁が高度成長期に建設されて、今後一斉に訪れる老朽化に伴ひまして、大規模な修繕あるいはかけかえを必要とする橋梁が急増すると。従来の事後的な対応では大きな予算が集中的に必要となる。それを回避するためにも予防保全型の対応に転換をしていかなければならないものと考えているところでございます。

このことから、厳しい市の財政状況であります、このような新たな対応を着実に進めていくことが、将来的に大変有効で効果的なものになるものと考えているところでございますし、旭川は川のまちでございます、市内には168本の川があるということで、生活をする上で橋梁は欠かせないものと考えているところでございます。この予防保全型の対応につきましては、橋梁がある限り、未来永劫続けていかなければならない課題であると考えているところでございます。

計画の策定に当たりましては、国から交付される補助金の見通しでありますとか、財政部局との調整を十分図りながら、継続性のある計画となるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○あなだ委員** ありがとうございます。

予防保全型の対応は、橋梁がある限り、未来永劫続けていかなければならないということで、橋梁の長寿命化についてはこれまで伺つてまいりました。この橋梁の長寿命化修繕計画について最後になりますが、一つ紹介させていただきたいと思つています。我が国よりも早く道路橋の整備が進められてきたアメリカの事例というものに我々は学んでいかなければならないと思うわけでありまして。

アメリカでは、1930年代のニューディール政策によって大量の道路橋が整備されてきました。二度にわたるオイルショックと景気の低迷、こういった突発的な状況によって、一時期、維持管理が十分に行われてこなかったということで、十分な予算措置がとられなかった。その結果、50年後の1980年代に入りまして、道路橋の老朽化による崩落、損傷、通行どめ、こういったものが相次いだ中で、荒廃するアメリカと呼ばれたわけであります。道路ストックの荒廃を招いた中で、我が国においても1960年代の高度経済成長期、大量の道路橋がかけられたということで、今ちょうど50年を迎える時期に入ってきました。

そこで今、そうした時代を迎えるに当たって、旭川市が管理する橋603橋、非常に多いわけであります。ただいま部長からも、川のまちということで、そうしたこともあって、今後、この多くの橋の適切な維持管理が求められるわけでありますが、同様に、旭川も厳しい財政状況が続いております。この先、さらなる厳しい状況が来ないとは言えない状況の中で、アメリカの道路崩落等のこうした二の舞を演じないためにも、今後、計画的に橋梁の長寿命化修繕計画というものに基づいた予防保全型の対応に適切に転換していかなければならないわけでありますが、最後に、改めて部長の見解と決意を伺いたいと思います。

**○小寺土木部長** アメリカの事例ということでは、我々も十分その辺は認識しておりまして、維持管理を怠れば、どうしても構造物あるいは道路施設というものは必ず破壊するという、そういう事例だというふうに肝に銘じているところでございます。

そうした中で、維持管理というものは、日常点検というものも大事ですけども、専門的な知見を持った、そういうコンサル、あるいはそういうものから引き出される結果に基づいて、やはり計画的に修繕をやる、あるいは、場合によってはかけかえをします。そういうスタンスが大事なものであるというふうに考えているところでございまして、私どもとしましては、全国的にも橋梁のそういう修繕計画策定の動きの中で、これから補助金の、国の予算も決まっていますので、その辺をどう確保するかについては、国に対する要望を強くしなきゃならないなという思いの中で、一定の予算を確保しながら、財政当局とも十分協議しながら、計画的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○あなだ委員** 予防保全型の対応ということで、転換をしっかりと適切に図っていただきたいと期待しているところであります。

そして3点目、最後になりますが、地籍調査事業についてお聞きしたいと思えます。

地籍調査事業とは、まだまだなじみの薄い言葉、事業であると思えますが、どのようなことを行う事業なのか、事業内容と平成23年度の決算についてお伺いしたいと思えます。

**○中田土木部土木管理課長** 地籍調査事業の内容と平成23年度の決算についてでございます。

地籍調査は、戦後、国土を高度に利用することにより経済の再建を図る議論が有識者の間で行われ、土地調査の研究が進み、昭和26年に制定された国土調査法に基づき実施している事業でございます。

土地の地籍は、法務局に備えつけられております登記簿に、所在地、地番、地目、面積、所有者などが記載され、その土地の図面が備えつけられておりますが、現地の土地と登記されている内容が一致しないため、土地取引や都市計画事業を実施する際に支障になることがございます。地籍調査は、土地の所有者、地目、面積などを最新の測量技術で確認を行い、実際の土地の状況を正しく反映した登記図面と登記簿に訂正するものでございます。

平成23年度決算につきましては、永山地区で新規地区が3地区、1.03平方キロメートル、継続地区が3地区、0.99平方キロメートルを実施し、決算額は6千474万2千924円となったところでございます。

以上でございます。

**○あなだ委員** 地籍調査の国土調査法に基づく事業でありまして、土地の状況を正しい登記図面と登記簿に訂正するというのを御説明いただいたわけですが、旭川市においては地籍調査をいつから実施しているのか、事業の経過についてお示しいただきたいと思えます。

**○中田土木部土木管理課長** 地籍調査事業の経過についてでございます。

本市の地籍調査事業につきましては、昭和39年から昭和42年にかけて旧

東鷹栖町が実施しましたが、その後、調査の休止状態が続いた経過がございます。平成15年に全国の都市部におきまして、国が地籍調査の推進を図る目的で、基礎的な調査を実施する都市再生街区基本調査が創設され、都市開発事業や公共事業の円滑化、安心できる土地取引の基盤づくりなど、都市再生を推進する事業が始まりましたことから、本市におきましては、平成17年度に全体の事業計画を策定し、平成18年度から街区基準点が整備されております永山地区から地籍調査に取り組んでいるところでございます。

事業の概要につきましては、旭川市内を171区分に分けをいたしまして、調査予定区域面積としては294平方キロメートルとして、事業を進めているところでございます。

以上でございます。

**○あなだ委員** 旭川市は、平成18年度から地籍調査事業を実施しているということですが、各年度ごとの実施した地区数及び実施した面積と決算についてお示しいただきたいと思えます。

**○中田土木部土木管理課長** 地籍調査事業の実施した面積、決算についてでございます。

地籍調査事業は平成18年度から永山地区において実施しておりまして、ことしで7年目に当たります。実施につきましては、一つの地区で調査に3年を要しますことから、新規の地区数と面積としまして、決算につきましては全体の事業費として報告させていただきます。

平成18年度は、地区数1地区、面積0.51平方キロメートル、決算約1千336万円、平成19年度は、地区数1地区、面積0.41平方キロメートル、決算約2千735万円、平成20年度は、地区数4地区、面積1.33平方キロメートル、決算約5千632万円、平成21年度は、地区数2地区、面積0.60平方キロメートル、決算約8千310万円、平成22年度は、地区数1地区、面積0.39平方キロメートル、決算約5千965万円、平成23年度は、地区数3地区、面積1.03平方キロメートル、決算約6千474万円を実施したところでございます。

また、平成23年度末の地籍調査が完了した地区数は8地区で、完了面積が2.85平方キロメートルとなっているところでございます。

以上でございます。

○**あなた委員** ありがとうございます。

次に、地籍調査事業は、国土調査法に基づいて全国的に実施している事業であると理解しておりますが、旭川市の地籍調査事業の進捗率はどれぐらいなのか、他都市と比較した場合の進捗率と、旭川市及び道内の主要都市と全国の進捗状況についてお示しをいただきたいと思っております。

○**中田土木部土木管理課長** 地籍調査事業の進捗状況についてでございます。

進捗状況につきましては、北海道が取りまとめた法務局実施分を含まない平成22年度末の数値で答弁をさせていただきます。

本市の進捗率は14.3%となっております。また、道内主要都市の進捗率は、高い順から申し上げますと、江別市が89.3%、北見市が54.8%、室蘭市が42.4%、釧路市が32.8%、函館市が17.7%、札幌市が3.0%、苫小牧市が1.8%、帯広市が0.5%、小樽市が0.2%となっております。

また、全国の進捗率は49.3%で、北海道の進捗率は60.8%となっております。

以上でございます。

○**あなた委員** ただいまの御答弁の中で、地籍調査事業の進捗率が全国で49.3%、北海道で60.8%ということでありました。旭川市においては14.3%と、これらに比べると非常に低い進捗率になっているのかなと思うんですが、まずは、この開きの原因についてお聞かせいただきたいと思っております。

また、道内の主要都市においても進捗のばらつきがかなりあると思うんですが、その原因についてもあわせてお示しをいただきたいと思っております。

○**中田土木部土木管理課長** 地籍調査事業の北海道及び本市と道内主要都市の進捗率についてでございます。

北海道の進捗率につきましては、全道179市町村の平均となっております。この中には既に地籍調査が完了した20町村と農用地や林地を多く含んだ市町村が含まれております。農用地や林地などの多い地区を実施しました市町村は進捗率が高くあらわれることから、北海道全体の農用地や林地と人口集中地区を合わせた全体の進捗率が高くあらわれたと考えられます。

本市の地籍調査事業は、旧東鷹栖町の地区で農用地の調査を完了しており、平成18年度から調査の効果の大きい人口集中地区から着手し、平成22年度末の農用地を含めた進捗率が14.3%となったところでございます。

北海道との進捗率の差につきましては、本市の地籍調査が着手からの年数が浅く、完了面積の実績が少ないため、進捗率に差が出たと考えられるところでございます。

また、道内主要都市の進捗率のばらつきにつきましては、農用地や林地を積極的に行っている都市については進捗率が高いことが考えられ、進捗率が低い都市につきましては、地籍調査事業の休止や着手からの年数が浅いことなどが考えられるところでございます。

以上でございます。

**○あなだ委員** 次に、先ほども平成18年度の事業開始からの決算額についてお示しをいただいたところでありますが、この地籍調査事業の財源、これはどのような仕組みになっているのか、国や北海道からの補助制度などがあるのか、お伺いしたいと思います。

また、この事業を行うに当たり、市民にどういった負担がかかってくるのかについてもお示しをいただきたいと思っております。

**○中田土木部土木管理課長** 地籍調査事業の財源についてでございます。

地籍調査事業は、国や北海道からの補助を受け実施しております。補助対象事業費のうち、国からの補助が50%、北海道からの補助が25%、残りの25%が市の負担になります。市の負担のうち、80%が特別交付税で措置されますことから、実質的な市の負担は5%になり、市の負担が少なく、大きな効果が期待できる事業でございます。

そのほかに単独事業費としまして、地籍調査完了後に街区を構成する基準ぐいの設置費用が必要となります。また、事業に伴います市民の皆さんへの負担はございませんが、民地界の境界ぐいの設置費用や現地での立ち会いに要する交通費などは負担していただくこととなります。

以上でございます。

**○あなだ委員** ありがとうございます。

進捗率が14.3%とまだまだ低いのかなと思うんですが、この事業が平成18年

度からということもあり、まだまだ若い事業ということもあって、この事業自体は積極的に進めているのかなと思うところであります。調査を行うことによって、市民や市にとってどのような効果があると思われているのか、お示しをいただきたいと思えます。

○中田土木部土木管理課長 地籍調査事業の効果についてでございます。

地籍調査を実施することにより、土地の所在地と地籍及び境界が明確になりまして、土地取引の円滑化、災害復旧事業の円滑化、課税の適正化、公共事業の円滑化などに大きく貢献しますことから、重要な事業であると認識しているところでございます。

以上でございます。

○あなだ委員 地籍調査事業を進めることにおいて、今御説明いただきましたけども、市民や市にとって、土地取引の円滑化、災害復旧事業の円滑化、課税の適正化、公共事業の円滑化、こうした効果があると。それは非常に効果としても大きいのかなということは理解できるんですが、事業を進める上で、そのほかに課題というものがないのか、お示しをいただきたいと思えます。

○中田土木部土木管理課長 地籍調査事業の課題についてでございます。

地籍調査で新たな境界を提示し、同意が得られない場合、隣地との境界線を設定することができなくなり、境界が決まらない筆界未定地という扱いになります。この筆界未定地になりますと隣地と一体として扱われるため、土地の相続や売買が困難となり、事業完了後に所有者の間で境界を決定し、みずからの費用で測量を行い、法務局に地図と地籍の修正を申請することになります。大変な手間と経費がかかることになりますので、筆界未定にならないように事業の説明を十分行い、同意をいただくことが重要であると考えているところでございます。

以上でございます。

○あなだ委員 事業課題ということで、筆界未定地というものがあるということで、土地の相続や売買にも影響が出るとのことではありますが、実際、そうした事例というものがこれまであったのか、あるとすれば、その件数や事例についても教えていただきたいと思えます。

○中田土木部土木管理課長 筆界未定地になりました事例についてでございます。



平成23年度までの調査完了区間におきまして、筆界未定地となった件数は4件ございます。筆界未定地になった原因につきましては、新たに提示しました境界線が隣の土地にずれ込み、不利益が生じるとの主張で承諾されなかったことが理由となっております。

これらの事例では、本市の担当者が現地や自宅に伺うなど、境界線の設定理由などや土地の相続や売買に影響が出るなど説明を行いました。結果的に理解が得られなかったところがございます。

以上でございます。

**○あなだ委員** 筆界未定地という課題もあるということで、まずは、今後この事業を円滑に進めていくに当たって、市民、特に今後実施が予定されている地域、こうしたところに、これまでもそうした取り組みというものは行われてきたとは思いますが、事業の説明というものを十分行っていく必要があると思います。これまで実施地域において、事業説明というものをどのように行われてきたのか、お示しをいただきたい。

また、平成18年度から始まったばかりの事業ということもあって、まだまだ市民にはなじみが薄い事業であるのかなと思うところであります。進捗率からしても、この先も長く継続されていく事業でありますことから、さらなる市民周知が求められていると考えます。これらの見解についてお示しをいただきたいと思っております。

**○中田土木部土木管理課長** 地籍調査事業の実施に伴います市民への周知についてでございます。

地籍調査事業は、土地の調査を行い、正しい登記図面と登記簿に訂正するものですが、個人の財産に影響する事業でありますことから、事業の実施に当たりましては、事前に対象地域の市民の皆さんに説明会を実施し、この中で事業の説明を行い、理解を得ていると考えているところでございます。

具体的には、一つの地区におきまして、日曜日などの休日の日中に1回、さらに、都合で説明会に出席できない場合もありますことから、平日の夜間に1回、合わせて2回の説明会を実施し、事業の説明を行っているところでございます。

また、現地で新たな境界を提示するときには、立ち会いの上、境界の確認を行う必要がありますことから、その時点におきましても説明を行っているところでござ

います。

筆界未定地になりますと、土地取引や相続に与える影響が大きく、地籍調査事業の効果が発揮できないこととなりますことから、今後におきましても地籍調査事業の説明を十分行い、市民の皆さんに御理解をいただけるよう努力を続けてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○**あなだ委員** 筆界未定地の問題に続いて、地籍調査事業を進める上でも市民や市に關係するトラブルが発生することがあるのかないのか、この点についてもお示しいただきたいと思ひます。

○**中田土木部土木管理課長** 地籍調査事業のトラブルについてでございます。

地籍調査の実施に伴いまして、新しい境界線が出ることにより、既存の塀や建物などの構築物が隣の土地に越境する場合があります、境界紛争に発展する場合がございます。このような場合の対応につきましては、関係者に対しまして、将来の改築時に越境している構築物を撤去するなどの方法をお示しし、理解を得る努力を行っているところでございます。

また、土地の相続手続を行っていないことにより、土地所有者が不明で境界確認がおくれることから、速やかに手続を進めるようお願いを行っているところでございます。

以上でございます。

○**あなだ委員** これまで地籍調査の概要等についてお示しいただいたわけですが、法務局においても地籍調査と同様の調査を実施していると思うんですが、その内容についてどういった違いがあるのか、お示しをいただきたいと思ひます。

○**中田土木部土木管理課長** 法務局が実施しております調査についてでございます。

法務局におきましては、不動産登記法に基づく地図作成としまして、主に地図混乱度合いの大きい地区を実施しております。事業費につきましては、法務局が国の予算で実施するため、本市の負担はございません。また、本市としましては、継続して実施していただけるよう、引き続き要望してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○**あなた委員** ありがとうございます。

平成24年度の事業内容と平成25年度の事業についてもお示しをいただきたいと思っております。

○**中田土木部土木管理課長** 平成24年度の事業内容と平成25年度の事業についてでございます。

平成24年度は、従来から実施しております永山地区で新規地区を1地区、継続地区を4地区実施しております。また、東旭川地区におきまして、北海道が行います地域高規格道路、道道旭川東神楽道路の事業に関連し、計画道路周辺地域が地図混乱地域であるため、北海道が行う用地買収に支障が出ないように、地籍調査を先行して行う必要がありますことから、新規地区を1地区実施しているところでございます。

永山地区と東旭川地区を合わせまして、新規地区が2地区で2.60平方キロメートル、継続地区が4地区で1.42平方キロメートルを実施しているところでございます。

平成25年度につきましては、平成24年度に引き続き、東旭川地区の道道旭川東神楽道路に関する新規と継続地区を計画し、また、永山地区におきまして、継続地区を計画しているところでございます。

以上でございます。

○**あなた委員** 地籍調査事業の実質的な市の負担は5%、市の負担も極めて少ないということがこれまでの答弁でお示しをいただきました。しかしながら、国からの働きかけもある中、14.3%という進捗率にとどまっている状況の中で、この地籍調査の実施というのは、災害復旧の円滑化、課税の適正化、公共事業の円滑化など、多岐にわたって市民や市にとってもさまざまな効果が期待できる、そうした事業だけに、さらなる事業の推進を求めていかないといけないと思うところでありますが、最後、こうした今後の推進に関して、市の見解というものを示していただきたいと思っております。

○**小寺土木部長** 地籍調査の今後の進め方についてでございますけれども、地籍調査は、旭川市におきましては平成18年度からということで、当初の予算、決算は1

千300万円、現在、その約5倍ということで、毎年拡大をしてきているところでもございますけども、それにしても14.3%という進捗率が低い状況でございます。

特に、先ほどの効果という意味では、公共事業の円滑化というものがうたわれるところでもございまして、先ほど土木管理課長のほうから、特に北海道が行うこれからの大事業ということでは、道道旭川東神楽道路という、これが目の前に来ているところでもございます。この道路につきましても、旭川北インターから動物園、工業団地を通過して、そして、旭川空港につながる道路、そして、それから先は富良野、占冠、道東道につながるという地域高規格道路、これが待ちかまえている。これについては、旭川市のほうで、ことし6月に都市計画決定を4車線で行っております。これらについても、特に動物園通りから先の道路については地図混乱地ということでは、この地籍調査というものを何としてでもことし、平成24年度に採択になるよう、国、道に対して強く要望を行ってまいりました。結果的についたわけでもございますけども、引き続きこの地籍調査事業というものを推進していかなければならないということで、我々としましても国や北海道に対して強く要望してまいりたいと思います。

先ほど、国の事業として法務局が行う地図訂正という、不動産登記法に基づく14条地図訂正という、そういうことも実は地籍調査と全く同じような効果がある事業でございますので、それらについても、旭川地方法務局、あるいは札幌の法務局に出向いて、引き続き行っていただくよう、我々としもしっかり要望してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○あなた委員** ただいま、部長の決意というものをお聞かせいただきまして、いろいろと地籍調査事業についてお伺いをしてきましたが、最後、この地籍調査事業というものを調べてみましたところ、我が国における地籍調査の歴史というのが非常に古いということで、それぞれに調査目的の差異は見られるんですが、歴史に特筆される、統一的に行われた土地調査というのは、これまでおおむね3期に大別することができるということで、第1期が大化の改新時の班田収授の土地調査、第2期が天正文禄年間における豊臣秀吉の太閤検地、第3期が明治維新における地租改正、そして、現在、国土調査法に基づいて実施される地籍調査事業というのは、第4期

の歴史的事業、長く続く我が国のこうした歴史の中でも非常に長いということで、我が国というのは、現存する国々の中でも世界最古の独立国であると言われるわけですが、この地籍調査事業というのも、こうした歴史ある我が国においても、歴史的に継続性のある事業であると。我々の先人たちが守り抜いてきたこの国土、そして、市民の大切な財産を守る上でも、あるいは、今後の国土開発、保全、並びにその利用の高度化を図る上でも、引き続き地籍調査事業のさらなる推進をお願いしまして、私の質疑を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○福居委員長 他に御質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

他に御質疑がなければ、以上で、認定第1号の分担部分のうち建設公営企業常任委員会所管分、認定第4号の分担部分、認定第6号ないし認定第8号及び認定第12号ないし認定第14号に対する質疑は終了いたしました。

なお、石川委員から鉄道高架事業についての総括質疑のお申し出につきましては、その旨、本分科会閉会后、決算審査特別委員会委員長に報告することといたします。

以上で、総括質疑を除き、本分科会に分担を受けております各号議案に対する質疑は終了いたしました。

それでは、これをもちまして、決算審査特別委員会民生建設公営企業分科会を閉会いたします。

---

閉会 午前11時25分